

## 2023 年度第 2 回広報委員会議事録

訪販化粧品工業協会

- 1 日 時 2023 年 8 月 25 日（金） 14:00～17:00
- 2 場 所 日本化粧品工業会 3F 会議室及び Zoom による Web 会議
- 3 出席者  
広報委員会 委員長ほか 6 名  
事務局 2 名
- 4 議 題
  - (1) 訪粧協通信 No.115 案について
  - (2) 2023 年度定時総会（6 月 21 日(水)）、記念講演、懇親会についての意見
  - (3) 講習会開催についての意見
  - (4) 2023 年度第 2 回合同委員会の開催時期・場所・方法について
  - (5) 改正特商法への対応について  
(教材等の改訂関係)
- 5 議事要旨

定刻となり、事務局が議事進行に当たった。  
事務局は、事前配布した資料に基づき説明を行い、大要以下のと通りの討議がなされた。

  - (1) 訪粧協通信 No.115 案について

事務局より、事前配布した資料に基づき、No.115 の内容について委員各位に意見を問うたところ、数か所の脱字やフォント違いなどについて修正の指摘があった。それらを修正したうえで、速やかに印刷製本し、会員に配布をすることとなった。また、機関誌としては、デジタル化への意向が会員からあるものの、「冊子として欲しいとの意見も根強いことから、今後も冊子の配布とホームページ掲載の両輪を進めることを確認した。  
また、次回以降の「編集後記」の執筆順を資料にて確認した。
  - (2) 2023 年度定時総会（6 月 21 日(水)）、記念講演、懇親会についての意見  
事務局より、広報委員会の委員の力添えがあった旨を報告したうえで、

今年度の総会等の運営についての意見を問うたところ、

- ① 記念講演会は WEB 配信にて行うことは、多くの会員が視聴することができることから来年度以降も必須である
- ② 会場内の空調が適切でなかったことから、服装等注意喚起を促す案内文も必要ではないか

との意見が出された。

(3) 講習会開催についての意見

事務局より、講習会について、今年度に案内をしたもの及び今後開催予定との情報があるものについて説明した。その中でも、4月に開催した景品表示法講習会は、4月7日付けで公正競争規約施行規則が改正されたこともあって、タイムリーであったことを説明した。委員からは、4月は各社とも人事異動がある時期であり、恒例の講習会として継続を望む意見が出された。また、8月開催の改正特商法講習会は、現場から非常に分かりやすかったとの意見を頂戴したとの報告があった。

(4) 2023年度第2回合同委員会の開催時期・場所・方法について

事務局より、コロナ禍前の2019年度までは宿泊を伴う委員会の開催がなされていたことを説明したところ、今年度の開催地、ないし開催方法について今後検討するため、委員各社が宿泊での出張が可能な状況であるか否かを先に確かめる必要があるとの意見が出され、事務局より確認を行うこととされた。

(5) 改正特商法への対応について

事務局より、事前配布した資料に基づき、教材・問題集の改訂作業について意見を求めたところ、教材等において文言などは修正する必要があるなどの諸々の意見が出された。

これらを踏まえて、修正箇所をそれぞれ修正のうえ、事務局において改訂作業に入ることとされた。また、教材及び問題集のデジタル化については今後検討課題とし、次回はこれまでどおり紙ベースでの改訂することとされた。

なお、「化粧品訪問販売の倫理要綱」の改正は、訪販化粧品工業協会規約の規定により、総会決議事項であることを報告した。

訪販化粧品工業協会規約（抄）

第 19 条 総会においては、・・・次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約及び化粧品訪問販売の倫理要綱の変更

- 次回、2023 年度第 3 回広報委員会（合同委員会）の開催について  
委員各位に対し、どのような形態で開催するかを検討し、委員長と相談  
のうえ、2023 年 10 月～11 月の期間でスケジュールを調整して開催する。

以 上